

鳳来東部地域協議会地域計画推進部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、鳳来東部地域協議会分科会設置要項第2条第2項の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は、鳳来東部地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく地域自治区活動の推進と、地域計画の進捗管理及び見直しを行うことで、地域課題の解決や活性化を図り、地域自治区のあるべき将来像の実現を目指すものとする。

(組織)

第3条 設置目的を達成するため、推進部会を設置する。

2 推進部会の組織及びその構成は、別表のとおりとする。但し、それぞれの推進部会において、鳳来東部地域協議会との連絡、調整のため、分科会委員を1人以上含むものとする。

3 推進部会同士の連携を図るため、必要に応じて合同推進部会を開催するものとする。

(推進部会委員等の報酬)

第4条 推進部会委員には、市が定める外部講師等謝礼に掲げる基準に基づき、1日あたり2千円（旅費相当額を含む。）を支払うものとする。

2 推進部会委員のうち鳳来東部地域協議会委員には、新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）別表に規定される報酬の額を支払うものとする。

(役員)

第5条 それぞれの推進部会に部長及び副部長を置く。

(役員職務)

第6条 部長は、推進部会を代表し、会務を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、協議会長の要請により、又は部長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部長は、会議の議長となる。

(報告及び承認)

第8条 部長は、その活動内容について、随時、分科会等に報告するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、鳳来東部自治振興事務所で処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	内容	人数
第1部会	安心安全	5人以内
第2部会	活力・創造性	5人以内
第3部会	文化・自然との調和	5人以内
第4部会	暮らしの充実と思いやり	5人以内
		計20人以内